

智観寺中山家墓域の形成過程

尾崎泰弘

要旨 飯能市大字中山にある智観寺は、水戸藩付家老を代々務めた中山家の菩提寺である。本稿では、中山家当主の墓を中心に墓標やその付帯施設のあり方、また墓域の移り変わりを検討した結果、家祖信吉の墓は墳丘を伴い、その前面には御影堂が建立されるなど大規模な造作が施されるが、以後時代を下るにつれて次第に簡略化されていくことがわかった。その傾向は他の大名家においても同様ではあるが、一方で初代信吉の墓や2代信正の御霊屋などは、御三家付家老にふさわしい手の込んだ作りとなっており、その歴史的な価値が明らかとなった。

はじめに

飯能市は、平成15(2003)年11月1日に茨城県高萩市と友好都市となった。以来、両市の間では文化やスポーツを通じての交流がはかられ、また近年は、市民の団体による中山氏に関わるエコツアーも定期的に行われている。その点において、中山氏は、現在活用されることの多い、本市を代表する文化財(地域資源)のひとつである。

その基となったのは、江戸後期に松岡(現在の高萩市)周辺を本領とした、徳川御三家のひとつ、水戸家の付家老(幕府より藩の政治の監督、運営のために付けられた大名格の禄高をもつ家臣)であった中山氏の存在である。

中山氏は、武蔵武士として源頼朝を支え、鎌倉幕府を成立させ御家人となった加治氏の末裔である。戦国期には小田原を本拠とする北条氏の家臣となり、天正18(1590)年の豊臣秀吉による小田原侵攻の際には、北条氏照の重臣となっていた中山家範は八王子城の将として戦い、自害している。その遺児であった照守、信吉兄弟は、その後徳川家康に仕え、照守は3,000石の旗本に、また信吉は家康の末子頼房の傳育を任された。

飯能市大字中山にある智観寺は、この水戸家の付家老を代々務めた中山家の菩提寺である。江戸に近い関東の諸国には譜代大名が配置されたが、譜代大名には転封があり、墓所を江戸や領国、本貫地など数ヶ所に営んでいる例が多い。しかし徳川御三家は、江戸初期を除いて転封はなく、その付家老であった中山家も同様であったため、その菩提寺となっている智観寺には、家祖信吉以降幕末までの藩主の墓が約250年にわたってまとまって存在している。ここには、初代信吉から13代信宝までのうち、水戸で没している2代信正、4代信行を除く当主とその室、子ども及び分家の墓約40基があり、そのほか2代信正の霊廟「風軒」の遺構が良好な状態で遺る。また明治32(1899)年

頃までは信吉墓の前(東側)には三間四面の御霊屋「御影堂」も存在していた。

中でも注目されるのが、埼玉県指定史跡となっている中山信吉墓で、高さ約3m、裾部の径が15~16mの円形の墳丘の上に高さ3mほどの宝篋印塔が立つ。近世大名の墓域は、大きな仏式の石塔が立ち並んでいるものが多く、中山家も3代目以降同様の形を取る。だが墳丘を伴う墓は、例えば徳川御三家の一つ尾張藩祖義直(直径2.8m、高さ2.9mの円形)、加賀藩祖前田利家など(1辺19m、高さ6.3mの方形で三段築成)のほか、岡山藩祖池田輝政、会津藩主松平家墓所などがあるが、信吉の墓のように円形でこの規模をもつものは、全国的に見ても決して多くはない。

そこで本稿では、地域資源として市民からも親しまれている中山家有縁の墓標やその付帯施設のあり方、墓域の移り変わりを見ていくことで、その歴史的な価値を明らかにすることを目的とする。

なお、智観寺中山家代々の墓のうち、初代中山信吉墓(表1・図1中「11」、以下他の墓も同様に表記する)は、平成16年度に墳丘の整備が行われている。また平成21年には、初代信吉墓(11)の北側にある6代信敏墓(1)から8代信昌室(7)までが壇の擁壁を造成する際に一旦解体され、傾きを防ぐために鉄筋コンクリートの基礎を埋め込みその上に再構築されているので、当初とは異なる形状をしている点に注意が必要である。したがって、本稿では写真を掲載する場合、「旧状」と「現状」をキャプションに注記して区別することとした。

1. 中山家当主の墓とその特徴

21ページの図1は智観寺にある中山家有縁の人々の墓の配置図で、表1・表2は被葬者の一覧である。墓に付した番号は、『常寂山智観寺誌』(常寂山智観寺編、1996年)47~57pに所収の「中山家墓碑銘」のそれに一致しており、基本的に北側から付番されてい

番号	区	代	被葬者(俗名)	没年齢	没年	法名	位牌	備考
1	9	I	① 中山信吉室		慶長7 (1602) 6. 1	為学室妙參大姉		
2	41	IV	中山家範室カ		慶長19 (1614) 6. 23	春大姉		
3	8	I	中山信吉息女		元和3 (1617) 8. 6	諾室理応大姉		
4	40	IV	中山信吉三男		寛永10 (1633) 6. 27	月庭永心居士		修理
5	10	I	真心信女		寛永20 (1643) 11. 8	不退院安養真心信女	2	
6	11	I	① 中山信吉	65	寛永19 (1642) 1. 6	源盛院殿道立心円居士	1	従五位下備前守、寛永21年造立
7	42	IV	中山直政		慶安5 (1652) 5. 21	樹庭院殿無微宗本居士		源兵衛・采女父
8	43	IV	中山勘三郎母		寛文4 (1664) 閏5. 10	永松院殿心惣妙月		
9	12	I	中山信行息女		寛文4 (1664) 6. 21	潔心紅露禪兮童女		
10	27	III	中山信守		延宝2 (1674) 11. 20	正智院殿源阿教覺居士		甚五右衛門、『諸家譜』は甚五左衛門
11	25	III	中山信久室		延宝3 (1675) 4. 14	長久院殿覺山妙心大姉		
12		IV	(中山信正御靈屋)	84	延宝5 (1677) 10. 28			
13	38	IV	④ 中山信行室		延宝6 (1678) 6. 13	浄光院殿盛月妙華大姉		東市正信行真人室・主馬助信久母 分家墓地階段前に灯籠脚あり
14	39	IV	中山信興	31	天和4 (1684) 2. 2	中臈院殿幻想信興居士	4	数馬、4代信行弟、家綱小姓、300俵
15	36	IV	③ 中山信治	62	元禄2 (1689) 6. 11	道軒字允孚(中山院殿性海道軒居士)	5	従五位下備前守
16	37	IV	中山信守室		元禄5 (1692) 11. 12	萬盛院殿涼山妙月大姉		理右衛門信守室
17	26	III	中山信久	82	元禄12 (1699) 7. 12	勝善院殿阿闍方円居士	24	遠江守、2100石
18	34	IV	③ 中山信治室		元禄16 (1703) 8. 19	円明院殿寂照了知大姉	23	
19	33	IV	⑤ 中山信成	49	元禄16 (1703) 10. 17	善養院殿牛山良心居士	22	従五位下備前守、「中山府君」、孝子信敏立
20	23	III	中山信留		宝永5 (1708) 7. 24	青蓮院殿信紹智悦居士	21	理右衛門・主馬嫡子
21	1	I	⑥ 中山信敏	33	正徳元 (1711) 3. 8	梁山		従五位下備前守
22	13	I	⑦ 中山信順	16	正徳2 (1712) 1. 21	陽林院殿超津到岸居士	20	
23	14	I	中山信昌嫡子		享保5 (1720) 2. 16	心浄院殿緑香幻影童子		信錦
24	24	III	中山信庸	67	享保13 (1728) 2. 26	慈照(照)院殿丹山道榮居士	19	従五位下隠岐守
25	28	III	中山信敬	33	元文2 (1737) 9. 14	柏樹院殿仁峯義海居士	18	主馬養父
26	35	IV	中山信秀		元文5 (1740) 2. 22	春泰院殿本覚道薫居士		造酒之助
27	6	I	⑧ 中山信昌	45	寛保3 (1743) 7. 8	桂岸		従五位下備前守
28	7	I	⑧ 中山信昌室		宝暦2 (1752) 4. 18	浄蓮院殿徹心恵明大禪尼	14	
29	2	I	⑥ 中山信敏室		明和7 (1770) 10. 30	貞了院明寂珠光大禪尼	13	藤原氏諱俊子、養父鍋島加賀守直能、実父小川坊城参議左代弁藤原俊方、享保16年8月27日落髮
30	3	I	⑨ 中山政信	38	明和8 (1771) 6. 13	中幸	15	従五位下備前守
31	4	I	⑨ 中山政信室		安永8 (1779) 7. 9	慈正院殿本覚永昌大姉	16	
32	29	III	中山信将	59	寛政元 (1789) 閏6. 21	白浄院殿信将大円居士	17	主馬、主馬実父
33	5	I	中山政信実母		寛政元 (1789) 7. 8	栄寿院殿玄貞妙智大姉	12	
34	21	II	⑩ 中山信敬	57	文政3 (1820) 7. 3	常光院殿俊山睿智大居士	11	従五位下備前守・一貫奇、「中山府君」
35	22	II	⑩ 中山信敬室		文政5 (1822) 閏1. 26	寂光院殿皎然明白大姉		
36	30	III	中山信泰		文政6 (1823) 9. 28	法輪院殿信泰英雄居士	10	主馬
37	18	II	⑪ 中山信情	34	文政11 (1828) 6. 29	常明院殿智山英哲大居士		(備前守)
38	17	II	⑫ 中山信守室		天保4 (1833) 5. 14	貞信院殿賢明清懿大姉		
39	31	III	中山信泰室		天保4 (1833) 8. 13	轉輪院秀光妙融大姉	8	
40	20	II	⑪ 中山信情実母		天保15 (1844) 1. 29	養順院殿秀敏篤行大姉	9	故備前守信情実母
41	32	III	中山信喜		弘化3 (1846) 8. 16	清月院殿心曉賢覚居士	7	大助
42	44	V	中山信直妻		安政3 (1856) 8. 20	実相院殿法山智貞大姉		戸川伊豆守安藤養女
43	16	II	⑫ 中山信守	51	安政4 (1857) 11. 19	轉信院殿克明俊徳大居士		従五位下
44	19	II	⑪ 中山信情室		安政4 (1857) 3. 7	虔静院殿智光了慧大姉		
45	15	II	⑬ 中山信宝	18	万延2 (1861) 1. 3	照泰院殿篤敬明哲大居士	6	従五位下
	44	V	中山信直		明治9 (1876) 4. 23	欽崇院殿柳昌信直居士		
	46	V	岡本嘉登子		明治38 (1905) 5. 1	嘉登院殿智性妙悠台紙		正六位勲五等岡本孟室
	45	V	中山要人		明治40 (1907) 6. 28	勝格院殿信明智徳大居士		
		V	中山要人妻		() .	静観院殿諦雅妙證大姉		俗名雅

<位牌のみ>

番号	区	代	被葬者(俗名)	没年齢	没年	法名	位牌	備考
			④ 中山信行	35	天和2 (1682) 12. 16	中山院殿市令信行居士	3	従五位下東市正
					元禄6 (1693) 11. 18	自光院殿白心周雪大姉	25	

*『常寂山智観寺誌』中山家墓碑銘(49p)・中山家位牌銘(57p)より作成
没年齢(『高萩市史 上』293p「中山家累代表」)による

…分家(信久系)

…系図(「中山家譜」)で名前が確認できる人物

表1 智観寺中山家墓地被葬者一覧(造立順)

番号	区	代	被葬者(俗名)	没年齢	没年	法名	位牌	墓石位置	備考
1	I	⑥	中山信敏	33	正徳元 (1711) 3. 8	梁山		北壇上	従五位下備前守
2	I	⑥	中山信敏室		明和7 (1770) 10. 30	貞了院明寂珠光大禪尼	13	北壇上	藤原氏諱俊子、養父鍋島加賀守直能、実父小川坊城参議左代弁藤原俊方、享保16年8月27日落髮
3	I	⑨	中山政信	30	明和8 (1771) 6. 13	常寂院殿中幸観蓮大居士	15	北壇上	従五位下備前守
4	I	⑨	中山政信室		安永8 (1779) 7. 9	慈正院殿本覚永昌大姉	16	北壇上	
5	I		中山政信実母		寛政元 (1789) 7. 8	栄寿院殿玄貞妙智大姉	12	西壇上	
6	I	⑧	中山信昌	45	寛保3 (1743) 7. 8	桂岸		西壇上	従五位下備前守
7	I	⑧	中山信昌室		宝暦2 (1752) 4. 18	淨蓮院殿徹心恵明大禪尼	14	西壇上	
8	I		中山信吉息女		元和3 (1617) 8. 6	諸室理応大姉		西壇上	
9	I	①	中山信吉室		慶長7 (1602) 6. 1	為学室妙參大姉		西壇上	
10	I		貞心信女		寛永20 (1643) 11. 8	不退院安誉貞心信女	2	西壇上	
11	I	①	中山信吉	65	寛永19 (1642) 1. 6	源盛院殿道立心円居士	1		従五位下備前守
12	I		中山信行息女		寛文4 (1664) 6. 21	潔心紅露禪兮童女			銘文は「丙辰」だが寛文4年は甲辰
13	I	⑦	中山信順	16	正徳2 (1712) 1. 21	陽林院殿超津到岸居士	20		
14	I		中山信昌嫡子		享保5 (1720) 2. 16	心淨院殿縁香幻影童子			信錦
15	II	⑬	中山信室	18	万延2 (1861) 1. 3	照泰院殿篤敬明哲大居士	6		従五位下
16	II	⑫	中山信守	51	安政4 (1857) 11. 19	轉信院殿克明俊徳大居士			従五位下
17	II	⑫	中山信守室		天保4 (1833) 5. 14	貞信院殿賢明清懿大姉			
18	II	⑪	中山信情	34	文政11 (1828) 6. 29	常明院殿智山英哲大居士			(備前守)
19	II	⑪	中山信情室		安政4 (1857) 3. 7	虔静院殿智光了慧大姉			
20	II	⑩	中山信情実母		天保15 (1844) 1. 29	養順院殿秀敏篤行大姉	9		故備前守信情実母
21	II	⑩	中山信敏	63	文政3 (1820) 7. 3	常光院殿俊山睿智大居士	11		従五位下備前守・一貫斎、「中山府君」
22	II	⑩	中山信敏室		文政5 (1822) 閏1. 26	寂光院殿皎然明白大姉			
23	III		中山信韶		宝永5 (1708) 7. 24	青蓮院殿信紹智悦居士	21		理右衛門・主馬嫡子
24	III		中山信庸	67	享保13 (1728) 2. 26	慈昭(照)院殿丹山道榮居士	19		従五位下隠岐守
25	III		中山信久室		延宝3 (1675) 4. 14	長久院殿覺山妙心大姉			
26	III		中山信久	82	元禄12 (1699) 7. 12	勝善院殿阿闍方円居士	24		遠江守
27	III		中山信守		延宝2 (1674) 11. 20	正智院殿源阿教覚居士			甚五右衛門、『諸家譜』は甚五左衛門
28	III		中山信敬	33	元文2 (1737) 9. 14	柏樹院殿仁峯義海居士	18		主馬養父
29	III		中山信將	59	寛政元 (1789) 閏6. 21	白淨院殿信将大円居士	17		主馬、主馬実父
30	III		中山信泰		文政6 (1823) 9. 28	法輪院殿信泰英雄居士	10		主馬
31	III		中山信泰室		天保4 (1833) 8. 13	轉輪院秀光妙融大姉	8		
32	III		中山信喜		弘化3 (1846) 8. 16	清月院殿心曉賢覚居士	7		大助
33	IV	⑤	中山信成	49	元禄16 (1703) 10. 17	善養院殿牛山良心居士	22		従五位下備前守、「中山府君」、孝子信敏立
34	IV	③	中山信治室		元禄16 (1703) 8. 19	円明院殿寂照了知大姉	23		
35	IV		中山信秀		元文5 (1740) 2. 22	春泰院殿本覚道薫居士			造酒之助
36	IV	③	中山信治	62	元禄2 (1689) 6. 11	道軒字允孚(中山院殿性海道軒居士)	5		従五位下備前守
	IV		中山信正(御霊屋)	84	延宝5 (1677) 10. 28	風軒			
37	IV		中山信守室		元禄5 (1692) 11. 12	萬盛院殿涼山妙月大姉			理右衛門信守の室
38	IV	④	中山信行室		延宝6 (1678) 6. 13	淨光院殿盛月妙華大姉			東市正信行真人室・主馬助信久母
39	IV		中山信興	31	天和4 (1684) 2. 2	中臈院殿幻想信興居士	4	一番北	数馬、4代信行弟、家綱小姓、300俵
40	IV		中山信吉三男		寛永10 (1633) 6. 27	月庭永心居士		北から4番目	修理
41	IV		中山家範室カ		慶長19 (1614) 6. 23	春大姉			
42	IV		中山直政		慶安5 (1652) 5. 21	樹庭院殿無微宗本居士		南から6番目	源兵衛・采女父
43	IV		中山勘三郎母		寛文4 (1664) 閏5. 10	永松院殿心惣妙月		南から5番目	
44	V		中山信直		明治9 (1876) 4. 23	欽崇院殿柳昌信直居士			
44	V		中山信直妻		安政3 (1856) 8. 20	実相院殿法山智貞大姉			戸川伊豆守安藤養女
45	V		中山要人		明治40 (1907) 6. 28	勝格院殿信明智徳大居士			
45	V		中山要人妻		() .	静観院殿諦雅妙澄大姉			俗名雅

* 戒名は位牌から補ったものもある。

…系図(「中山家譜」)で名前が確認できる人物

表2 智観寺中山家墓地被葬者一覧(番号順)

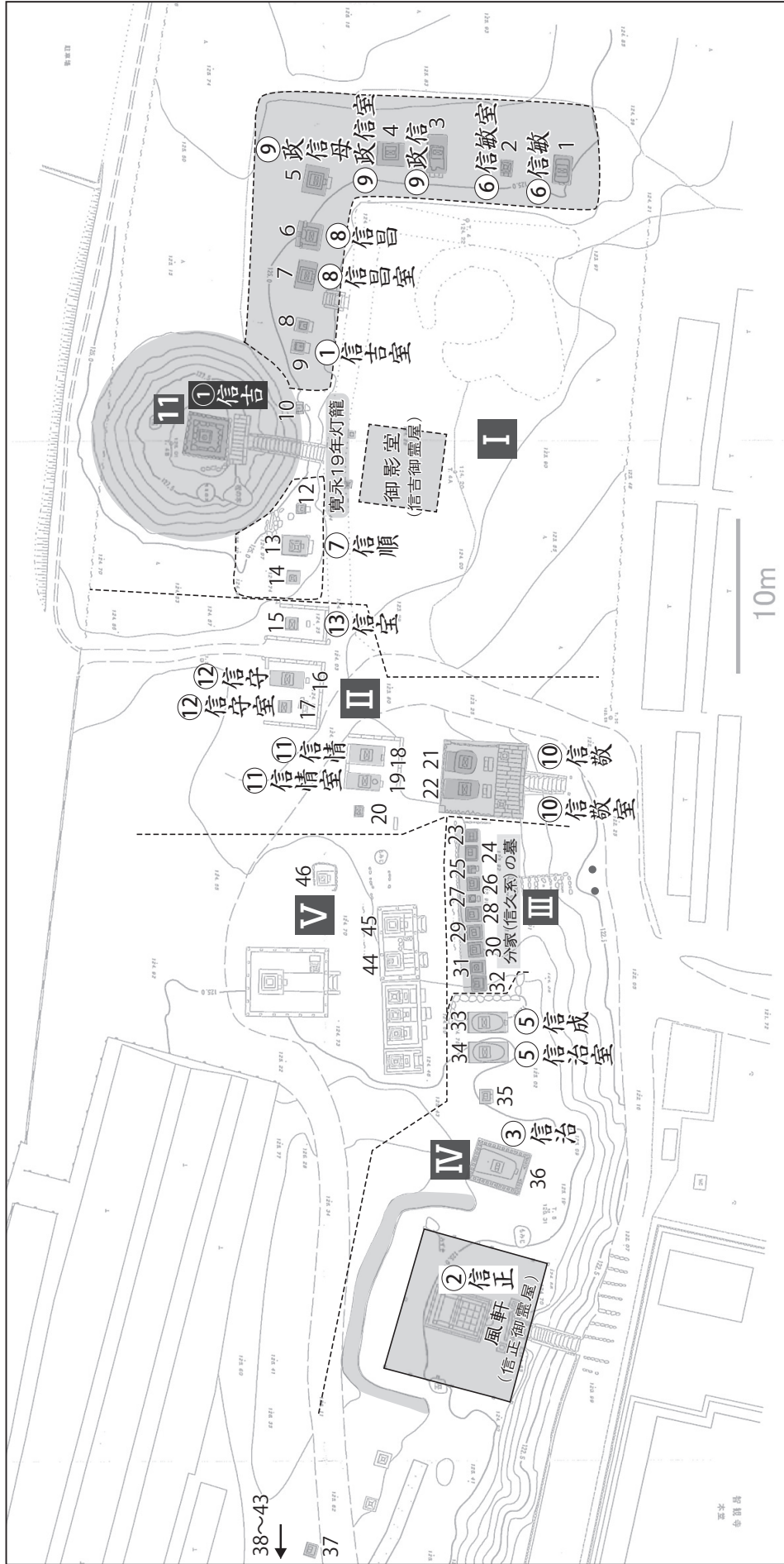
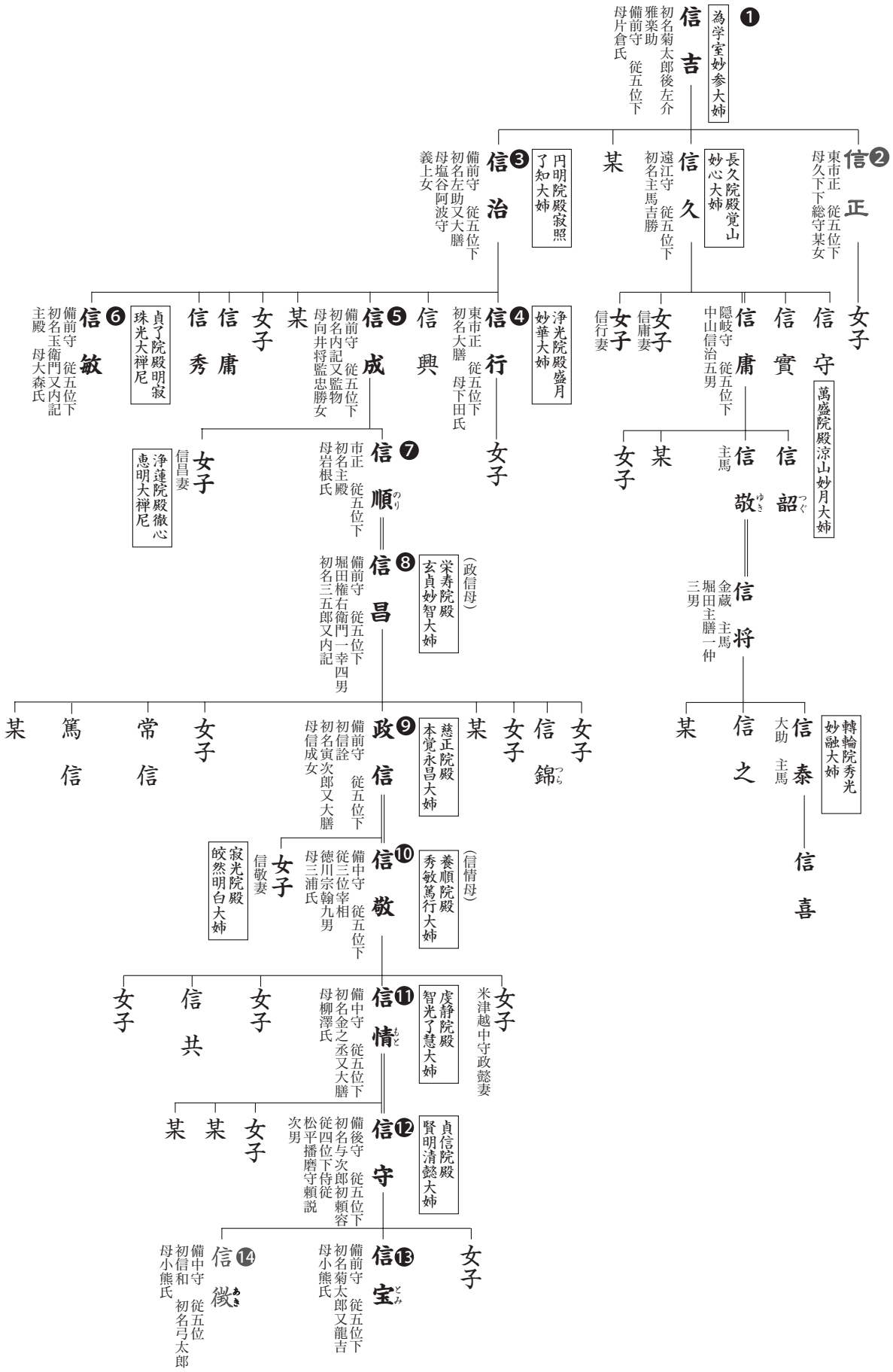


図1 智観寺中山家墓地 墓石配置図

中山家系図



信吉：墓地に墓石がある人物
 信正：墓地に御霊屋がある人物
 長久院：室の法名
 ⑧：水戸藩付家老家の当主

※脇注は『寛政重修諸家譜』『中山家譜（茨城県史料近世政治編）』による。

図2 中山家略系図

る。また参考とするため中山家の系図を掲載した(図2)。この中から中山家当主の墓を中心にみていくと、墓標や埋葬施設の上部構造などにおいて以下のように類型化が可能である。

ア、墓標の形態

一般的に宝篋印塔や無縫塔などの塔形に比べ、笠塔婆形や角柱形は格が下がるといわれているが⁽¹⁾、中山家の場合は角柱形が最も多く見られる。ここでは、墓標の違いを概観するため、名称についてはイメージしやすい用語を使って便宜的に分類した⁽²⁾。

①宝篋印塔〈写真1〉

初代中山信吉墓を初めとして全部で8基である。最も新しいものは、延宝3(1675)年没の信吉の次男信久妻のもので、18世紀になると宝篋印塔は建てられない。

②五輪塔〈写真2〉

中山家当主では7代信順のみがこの墓標を取る。信順は叔父信敏が父信行の養子になった後に生まれ、信敏の養子となって宝永8(1711)年に家督を相続したが、翌年16歳で死去している。そのほか2基はいずれも17世紀代の造立である。

③角柱形

中山家当主やその室の多くがこのタイプの墓標である。当主とその室の墓が並んで建てられているのは、早世した7代信順を除く6代信敏から12代信守までである。頭部の形態からさらに2つに分類できる。なお、智観寺には代々付家老を務めた家のほ

か、初代信吉の二男で旗本となった信久家の墓もあるため、仮に前者を本家、後者を分家として記述を進めた。

a. 尖頭形⁽³⁾〈写真3〉

頭の部分の上端が尖り、下部が四角を呈するもので、最も多く15基ある。すべて当主かその室、もしくは当主の実母である。中山本家当主の基本的な墓標といえる。

b. 圭頭形〈写真4〉

頭が切妻形に尖っているもの。中山信吉の二男信久(吉勝)は、寛永11(1634)年に三代將軍家光の小姓となり、天和2(1682)年11月には勘定頭となって上野国新田郡、邑楽郡、下野国足利郡に2,100石の知行を得、翌月には従五位下隠岐守となっている。付家老を務めた中山家の分家にあたり、当主は代々「主馬」を名乗る。この分家の墓がこの形を取り、全体的に本家のものよりも小ぶりである。



写真1 宝篋印塔・中山信吉息女(No.8)



写真2 五輪塔・7代信順(No.13)



写真3 角柱形a尖頭形・8代中山信昌(No.6)旧状



写真7 笠塔婆形・6代中山信敏室(No.2)

④円頭形〈写真5〉

頭が円筒形を呈するもの。中山信吉の息女(12)のみである。

⑤方柱形〈写真6〉

頭部は尖頭形を呈するが、角柱形とは異なり断面が正方形に近く、縦に細長い形状をしているもの。唯一、4代信行室(浄光院殿・38)の墓標のみがこのタイプである。

⑥笠塔婆〈写真7〉

中山家当主及びその有縁者では、唯一6代信敏の室(2)のみがこの墓標である。そのほか8代当主信政嫡子など2基存在する。19世紀代には見られない。

イ、墓標の構造

中山本家及びその室などの多くが角柱形の墓標を取るが、その墓石の積み方(構造)には、いくつかのパターンが認められる。このタイプは、基礎、基壇の上に戒名や没年を記した角柱形の石(身)を積み重ねることによって一体の墓標となっている(図3)。

最も精巧なものは、地面に接する最下段に複数の大きめの切石を敷いて基壇とし、その上に三和土(石灰・種土・苦塩)を丘陵のような形に固めたものを載せ、さらにその上に基礎として長方形の厚めの石、そして角柱形の身という順序で墓標を構成している。この丘陵状の部分は傷みが激しく原形を留めていないものもあるが、元々なかったと考えられるものに6代信敏室(2)など当主の妻及び13代信宝墓(15)がある。また、



写真4 角柱形b圭頭形・中山信久(No.26)



写真5 円頭形・中山信行息女(No.12)



写真6 方柱形・中山信行室(No.38)

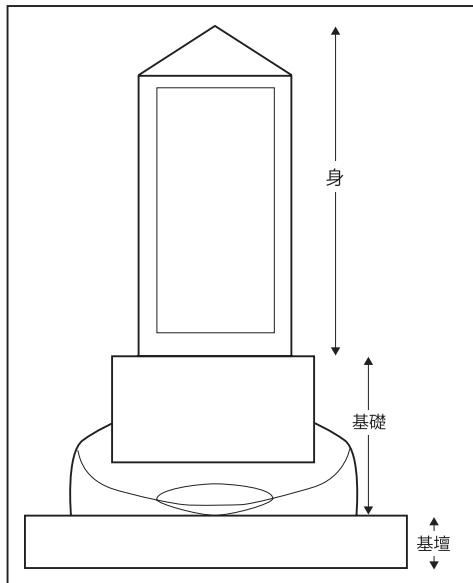


図3 中山家墓標の構造図



写真8 5代信成墓(No.33)
基壇部分がしっかり造られている。

10代信敬から13代信宝までの墓には、現状では基壇は見ることができない。

逆に3代信治(36)や5代信成(33)など17世紀代のものは、基壇も2段に造られており〈写真8〉、時代を下るにしたがって、基壇が1段になり、三和土による構築物も省略されて、近世になくなった最後の当主である13代信宝の墓標では、角柱状の石とその下の長方形の基礎だけを地面に直接設置するようになる〈写真9〉。つまり墓石の作り方も省略され手をかけなくなっていくことが見て取れる。

ところで、初代信吉の御影堂には亀趺(亀の形をした台座)の顕彰碑(木碑)〈写真10〉が収められており、その撰文が儒学者の林羅山であることから、儒学の葬礼との関わりが指摘されている⁽⁴⁾。このことから、この三和土で造られた丘陵状の構築物は亀趺を表しているともいわれるが、外見的には、例えば水戸徳川家や津軽家の墓などに見られる、棺の上に漆喰で固めた切妻屋根形の漆喰檜(馬鬣封)に近い。ただこの場合も墓標は別になっている例が多くそれとの関連性は不明である。また中山家の場合、高萩市赤塚墓地にあって慶応4(1868)年閏4月15日に没した13代信守室(後妻と思われる)の墓がきちんと亀の形をした台石が採用されていること⁽⁵⁾、さらにそもそも儀礼を重視する儒学にあつて亀趺を略した形で表現すること自体に意味があるのかという点もある。確かに主君である水戸徳川家は、近世を通じて儒葬を継続しているが、中山家も同様であるかは現段階ではわからない。



写真9 13代信宝墓(No.15)

ウ、上部構造

どのような儀礼により埋葬を行うのか、あるいは埋葬施設構築に伴う作業などの手間(費用)に係る問題である。以下のように分けられる。

①墳丘を伴うもの…

中山信吉墓(11)

〈写真11〉

初代信吉の墓は、埋葬施設の上に墳丘を築き、その上に高さ3mの巨大な宝篋印塔を建てる。そして三間四面の唐様造りの御影堂(明治32年頃老朽化のため



写真10 中山信吉木碑
(埼玉県指定文化財)



写真11 初代信吉墓(No.11)

①墳丘をともなっている(現況)



写真12 初代信吉墓の北側(No.5~9)

②壇の上に立てられているもの(旧状)

解体、棧唐戸のみが現存)や灯籠といった施設を伴う点で、他の当主の墓とは隔絶している。家祖としての象徴的な意味合いが想定される。御影堂の中の須弥壇には宮殿が置かれ、その中に信吉の木像が収められ、さらにその前に埼玉県指定文化財となっている木碑(亀趺碑)や代々の位牌、鶴形燭台などが置かれていた。先述のとおり儒学の影響を強く受けているが、墓標自体は仏式である。

②壇を作りその上に墓を建てるもの…6代信敏(1)～8代信昌(6)など

ひとつは、土で壇をつくり(周辺を削平して相対的に高くし⁽⁶⁾)その上に墓を立てるものである。信吉の墓の北側に隣接して存在するL字形の高まりの上に、6代信敏(1)、8代信昌(6)、9代政信(3)の3人の当主及びその室など10基が営まれる〈写真12〉。

もうひとつの類型は、石垣(間地積基壇)で壇を築きその上に墓を造るものである。大名墓では17世紀中葉以降に広く採用され⁽⁷⁾、信吉墓の南東に位置する10代信敬夫妻(21・22)の墓のみがこれ

に該当する〈写真13〉。北側の壇上の墓と異なり、信敬の場合は1代だけで壇を造成している点で、墓としては信吉に次ぐ作事を施しているといえる。信敬は、主君である水戸徳川家五代藩主宗翰の九男で、明和8(1771)年に中山家の遺跡を継いでいる。信敬の室は9代政信の娘である。

③墓を何らかの施設で区画するもの…3代信治墓(36)など

ひとつは、墓の周囲に玉垣のような石の柵を造って区画するもので、3代信治墓(36)や4代信行室(38)の墓がある〈写真14〉。石柵は地面に直方体の石を寝かせて埋め込み、その上面に柱状の石を立てるための受け(凹面)を刻み込んでいることからその存在が想定できる〈写真15〉。よく見ると墓域の正面入口にあたるには、他とは異なる円形の刻みなどがあり、石製門扉のような施設が備わっていた可能性がある。信行室(38)は天然石を敷き詰めて墓域の床としている〈写真16〉。

もうひとつの類型は、周囲に埋め込まれた直方体の石だけで墓域を区画するもので、石柵を伴うタイ



写真13 10代信敬夫妻墓(No.21・22)
②石垣で壇を造っている



写真15 3代信治墓(No.36) 玉垣の受け



写真14 3代信治墓(左・No.36)と4代信行室(右・No.38) ③いずれも石柵(玉垣)をともなっている





写真16 4代信行室墓 (No.38)
石を敷き詰めた床

プを簡略化したものと考えられる〈写真17〉。信吉墓の南側にある11代信情(18)から13代信宝(15)までの墓がそれにあたる。

工、中山信正御霊屋(風軒)〈写真18〉

なお墓ではないが、2代信正の霊廟も注目される。現在は上屋、壁ともに消失しており、床に敷き詰めた切石の敷石と石の柱が残るのみである。



写真18 2代信正御霊屋「風軒」

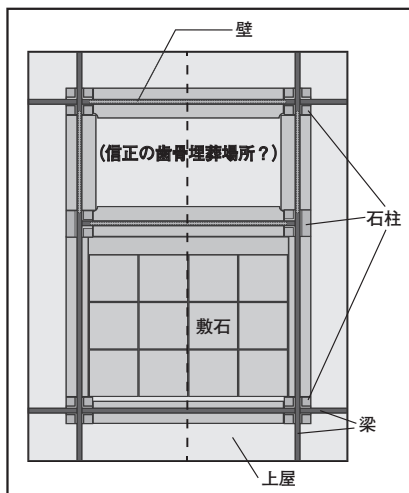


図4 風軒跡の構造(平面図)



写真17 12代信守夫妻の墓 (No.16・17)
③石だけで区画するもの

この霊廟の東側には本堂脇から斜面を登る階段がとりつき、登りきったところには一対の灯籠が立つ。霊廟の裏側から側面には東に開いた「コ」字状の高さ1mほどの壇が作事され、さらにその内側を18cm角の高さ70cmほどの石柱13本が取り囲んでいる⁽⁸⁾。恐らく往時にはこの石柱をつなぐ形で柵が巡っていたのであろう。

また霊廟であるが、高さ200cm(床からは181cmほど)の石柱が6本あり、西側の4本はそれぞれ隣の向かって面している部分の中央に細い溝が掘られており、そこに壁材が差し込まれ仕切られていたと想像される。一方で、石敷が見られる東側の1間分はその溝がない。石柱の頂部には6本とも柄のようなものがあり、『新編武蔵風土記稿』にある瓦葺の屋根があったことを裏付けるが〈写真19〉、東側1間分は壁がなかった可能性も否定できない(図4)。いずれにせよ墓ではないが、信正御霊屋も相当手をかけて建てられたものであることがわかる。

なお、2代信正と4代信行の墓が智観寺に営まれなかった理由のひとつに、この2人が水戸で没したたこ



写真19 風軒の柱の柄



(参考) 石造の御霊屋
肥前大村藩5代純伊墓 長崎県大村市本経寺

とが大きいと思われる。水戸藩主は江戸定府であることから、その付家老であった中山家も江戸常詰が原則であった。

以上から智観寺にある中山家の墓域では、初代信吉の墓は、塚や御霊屋などの付属施設も多く、また2代信正霊廟、3代信治墓、4代信行室などのように柵や灯籠などが付くものもあり、17世紀代に造られた墓は、石柵などによって結界するなど手の込んだものとなっている。

このように見てみると、中山家代々当主の墓は、初代の信吉、2代信正には霊廟が伴い、3代信治、4代信行室は石柵で結界されるが、大規模な造作を伴う墓は主家から養子に入った10代信敬を除き見られなくなる。その流れは大名家の墓標のあり方としては珍しいものではないが⁽⁹⁾、信吉墓の墳丘や石造の御霊屋と思われる風軒などの存在は、徳川將軍家に近い御三家の付家老としての格式、家格が意識されているようにも思われる。

2. 造営時期から見た中山家墓域の形成過程

大名墓において、墓所内での墓の配置は、主として故人の生前の立場と墓の造営時期の二つの原理により

決定される⁽¹⁰⁾。そこで、次に中山家の墓域がどのような過程を経て現状のようになっていったかを、墓が建てられた時期と区域(ゾーン)との関係から考察していく。墓域を以下の四つに区分して検討を進めていきたい。

I 区〈写真20〉

墓域の最北端に位置し、墳丘を伴う信吉墓とその周辺からなる区域である。信吉は、寛永19(1642)年に没したあと、いったん祖父家勝、父家範、兄照守と同じ能仁寺に葬られるが、三周忌に合わせ嗣子信正により智観寺に改葬されている。

信吉墓以外のものは、その北側に位置する6代信敏(1)から慶長7(1602)年に没した信吉室(9)までと、南側の信吉息女(12)から享保5(1720)年に死去した8代信昌嫡子(14)までのものと2つに分けられる。

北側のものは信吉墓と同じ面にある壇の上に造られているが、南側の3基については明確な壇が確認できない。慶長7年より寛政元(1789)に没した9代政信実母までの187年間墓域として使われたところであるが、この間信吉息女が葬られた寛文4(1664)年から6代信敏が没する正徳元(1711)年までの少なくとも約50年間、墓は造立されていない。



写真20 I区(No.1~14)旧状



写真21 II区(No.15~22)



写真22 III区(No.23~32)



写真23 IV区(No.33~43)

Ⅱ区〈写真21〉

信吉墓の南東方向の少し離れたところにある10代信敬夫妻(21・22)から13代信宝(15)までの墓が存在する地区で、ここの墓はいずれも19世紀になってから営まれている。このうち10代信敬夫妻は石垣で築かれた壇の上であり、11代信情夫妻(18・19)も周辺より少し高い位置にあるようにも見える。このことから北側の壇と対照に、信吉の墓を中央に「コ」字状になるように配置されたと考えたいところであるが、北側の4基はいずれも南向き、すなわち信吉墓に向かって建てられているのに対し、こちらはいずれも東向きであり、この点の説明がつかない。また、先述したとおり墓の造りも簡略化されており、Ⅰ区にある墓とは異なる点が少なくない。

Ⅲ区〈写真22〉

分家である信吉の二男信久(吉勝)の家の墓域で、信韶墓(23)から信喜墓(32)まで10基が存在する。このうち2基のみ宝篋印塔である。この墓域には東から簡易な階段が付けられ、その登り口には灯籠の竿石の基部が一對で残存している。

Ⅳ区〈写真23〉

最南端の墓域で、5代信成墓(33)から勘三郎母墓(43)までが含まれる。ただし(40)から(43)までは中山家の墓域から距離があり、歴代住職の墓がある付近に五輪塔、宝篋印塔がまとめられている中に存在する〈写真24〉。これらはその状態から、建てられた当初の位置ではない可能性が高い。また、Ⅰ区にも信吉墓の塚に食い込む形で存在している6番目に古い(10)などがあることから、勘三郎母(43)の墓が営まれた寛文4(1664)年までに建てられた墓は、信吉墓(11)を除き元の場所から移動している可能性がある。

Ⅴ区

Ⅲ区、Ⅳ区の西側にある近代以降に営まれた墓からなる区域。近世の身分制度が廃止された以後に建てられたものがほとんどなので、今回の考察からは外した。

これを形成された順でみていくと、中山本家の墓域の場合、Ⅰ→Ⅳ→Ⅱへと墓域が移り変わっていることがわかる。以下、各区ごとに様相を見てみることにする。

(1) Ⅰ区：慶長7(1602)年～寛政元(1789)年

まず、信吉墓のすぐ北側にある信吉室(9)と信吉息女(8)は、慶長7(1602)年、元和3(1617)年と、寛永21(1644)年に墓が築かれる信吉より20年



写真24 Ⅳ区のうち歴代住職の墓の近くにある石塔群

以上前に死去しており、信吉墓が営まれる前からここにあったとは考えづらい。

一方でⅠ区では東側に曲がったL字型に作事された壇上に、正徳元(1711)年に没した6代信敏(1)から9代政信(3)までの中山家当主及びその室の墓が造られるが、このうち宝暦2(1752)年に没した8代信昌室墓(7)がこの(8)・(9)二つの墓とある程度の距離を置いて営まれていることを考えると、宝暦2年段階で(8)・(9)は既にこの位置にあった可能性が高い。

その場合、(8)・(9)がここに移された時期としては、信吉墓が造られた時期か6代信敏の墓が造られる時期のいずれかと考えられるが、それは壇の造成時期が信吉墓の造立と同時期なのか、それともそれより後になるのかに関わる問題である。

ただ、この壇の下に信吉の御霊屋である御影堂が存在していたこと、そして後述するように、2代信正の御霊屋がここから離れたところに造られていることを考えると、信吉墓の北側にある壇は、信吉墓が造られた当初からあったと考えるのが自然である。ただ、その壇が墓域として当初から想定されていたかはわからない。

さらに信吉墓の階段北側の裾部にある不退院(10)の没年は、塚が造営されるのとはほぼ同じ時期であり、塚に近すぎることから、当初からここにあった可能性は低いと考えられる。実際、平成16年10月の発掘調査により墓の基壇の造りが等閑であることが判明し⁽¹¹⁾、少なくとも中山氏が力をもっていた近世初期の段階でこのような造作をすることは考えづらく、後世(近代以降か)にこの場所に移動したと考えてよいのではないか。

Ⅰ区で信吉墓が築かれてから最初に造立されるのが、信吉墓の階段南脇にある4代信行息女(12)墓で

被葬者は寛文4（1664）年に没している。それは信吉が没してから20年以上後のことである。さらにそれから47年後、正徳元（1711）年没の6代信敏墓（1）が壇の上に造られる。後述するようにこの間はⅣ区に墓域が移るわけであるが、信吉にとって曾孫にあたり、血脈上信吉に近いとはいえない（12）がここに葬られる理由は不明である。

さて、信吉の墓が造立されてから60年以上経過し、壇の上に最初に築かれるのは北東隅にある6代信敏墓（1）である。中山家では4代信行以降は家祖信吉の2世代後（孫の代）となり、かつこの世代が生まれた時にはすでに信吉は死去していた。その後に信吉墓の南にあり信敏が没した翌年の正徳2（1712）年没の7代信順墓（13）、その南隣の享保5（1720）年没の8代信昌嫡子（14）となる。つまり、北東隅と南隅の両サイドを先に確定し、その間の空間を段々に埋めていく形で墓が営まれる。

ここで問題になるのが、7代信順墓（13）と8代信昌嫡子墓（14）である。現況では信吉墓の北側のように壇があるようには見えない。もし、6代信敏以降、信吉墓の周囲にあたるⅠ区を中山家当主墓域として設定していたのであれば、北側と同様に壇が造成されていてしかるべきと考えられる。発掘調査を行わなければわからないが、もし最初から壇がつくられていないとしたら、この南側は当初より墓域として設定されていなく、場合によっては（13）と（14）は後世になってこの場所に移されてきた可能性も否定できない。

（2）Ⅱ区：文政3（1820）年～万延2（1861）年

水戸藩付家老であった中山家にとって、主君である水戸徳川家より迎えた信敬及びその室の墓（21・22）は、石垣で組んだ壇の上に墓石が築かれ、灯籠も備え付けられているなど他とは異なる立派なものとなっている。既に信吉墓周辺にはこれだけの墓を造るだけの場所はなかったことから、信吉墓の南東の位置が選ばれたのであろう。信敬は文政3（1820）年7月に没しているの、Ⅱ区が墓域となるのはこれ以降のことになる。

その後13代信宝（15）までは、Ⅰ区との間にある空間を埋める形で墓が営まれていくが、その配置は信敬墓が最も東側に営まれ、以降Ⅰ区のL字型の壇と対称をなす形でL字状に形成されていく。また、11代信情から13代信宝までは、壇はないもののそれぞれの墓域は細長い直方体の石によって区画され、墓域を区

画する意図は、風軒や3代信治墓（36）にも共通する。

なお11代信情実母（20）は信敬の側室であったため、信敬夫妻に遠慮して子の信情の墓の脇に墓塔が建てられている。

（3）Ⅲ区：延宝2（1674）年～弘化3（1846）年

Ⅲ区は、家祖信吉の次男で旗本となった分家信久家の墓域である。ここで最初に営まれるのは信久の長男である中山甚五右衛門⁽¹²⁾信守の墓（27）で延宝2（1674）年のことであり、それから信久室（25）、信久（26）、信久の孫で宝永5（1708）年に没する信韶墓（23）と、（27）から本家の墓域に向けて北側へと広がっていくが、（23）を最北端に、享保13（1728）年2月没の信庸（24）より今度は南側に向けて墓が営まれるようになる。Ⅱ区に墓が建てられるようになるのは文政3（1820）年なので、あるいは既にこの時Ⅱ区は本家の墓域として設定されていた可能性もある。

（4）Ⅳ区

先述したとおり、（40）～（43）は中山信正霊廟よりも南に30mほど離れた場所にあり〈写真25〉、後世になってまとめられた可能性が高い。とするならば



写真25 風軒（手前）から4代信行室（No.38）を望む



写真26 風軒の須弥壇と思われる遺構

この区域に最も早く建てられるのは、延宝5（1677）年に没した2代信正の霊廟（風軒）もしくは、翌年6月に死去したが4代信行の室（38）ということになる。

風軒は、現在は石敷の床と石の柱6本が残されるのみで、上屋を支える梁や壁は失われてその材質は不明である。元は信正の法名「風軒」の扁額が懸けられていたという（『新編武蔵風土記稿』）。石敷の床は奥の110cmほどが区画されているが〈写真26〉、ここが信正の歯骨が埋葬されていたところであろう。

御霊屋の周囲には13本の石柱が配置され、その中央には受けが付けられているので、元は柵が設けられていたことがわかる。また、その外側、北から東西にかけては東に開いた「コ」字状の高まり（壇）が確認

できる。作事を伴う点では信吉墓に続く規模であり、厳重に墓域を区画しようとする意図が明確である。

また4代信行室（38）の墓と3代信治墓（36）は、墓の周囲を寝かせた直方体の石で区画し、上面には石柱を受けるための凹面（受け）が作り出されており、石柵によって結界されていたことがわかる。

このうち風軒よりも15mほど南に位置する4代信行室（38・延宝6（1678）年6月没）の墓は、他とは異彩を放っている。石塔自体も、高さ170cmほどあって他と比べても高く、墓域そのものも315cm×320cmと大きく、石敷となっている。また入口側の両隅には灯籠もあり、家祖信吉（11）や10代信敬（21）を除けば、3代信治（36）の墓（276cm×349cm）に規模は近く、

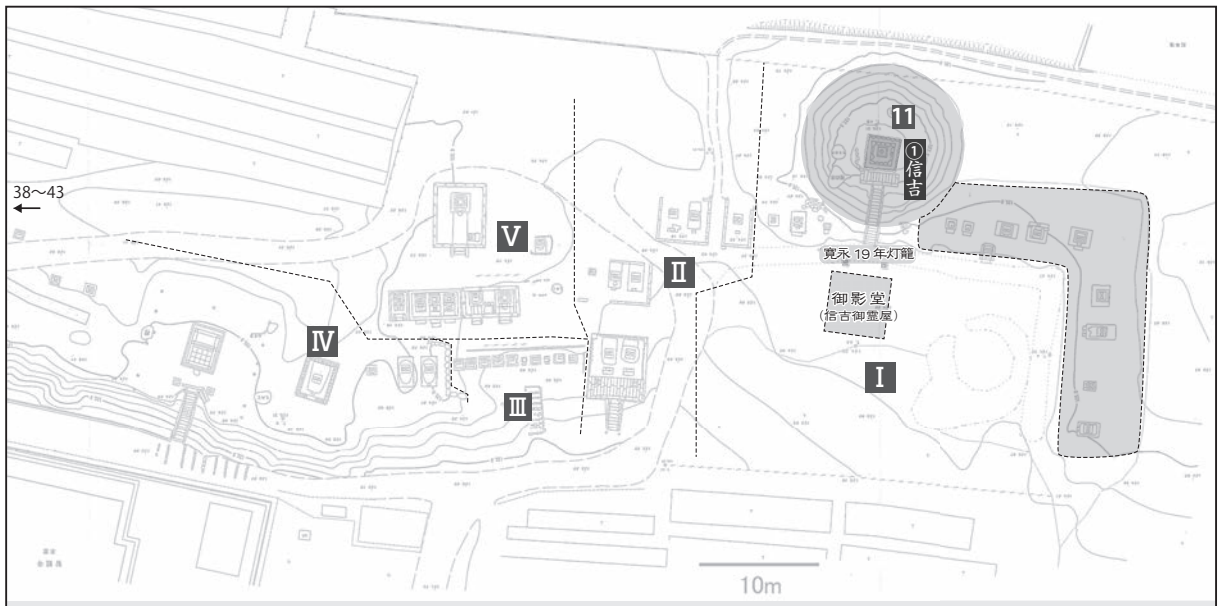


図5 中山信吉墓造立時

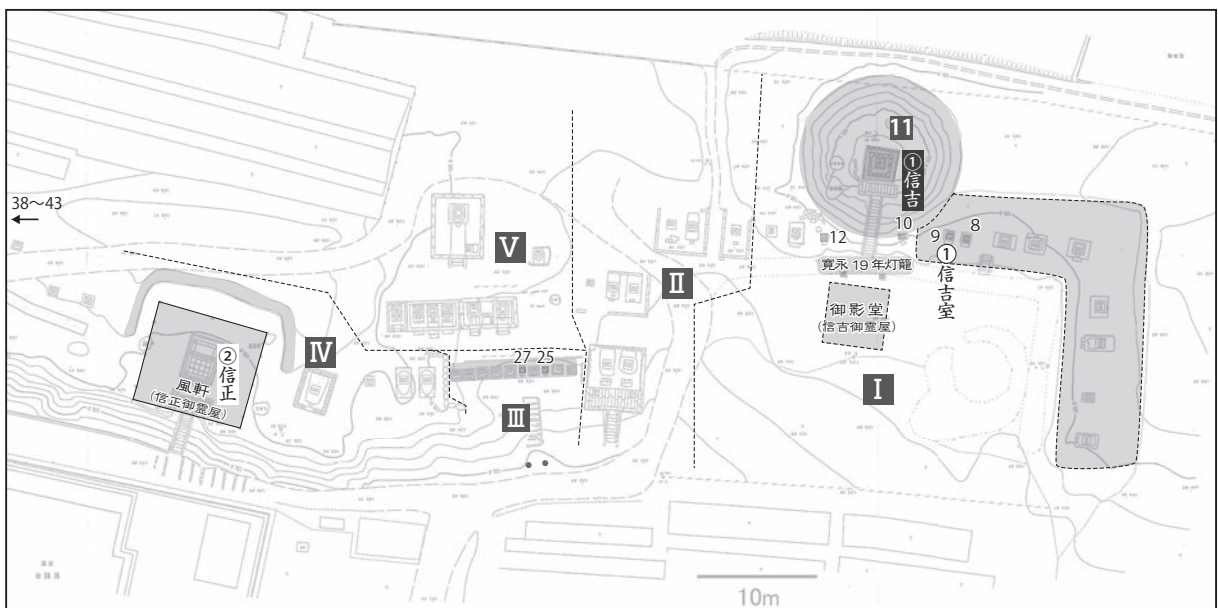


図6 IV区に墓域が移る

他の当主よりも広い墓域を形成している。『寛政重修諸家譜』によれば、信行室（浄光院殿）は分家信久（26・信吉二男）の娘であり、特に出自が特別であったわけではない。その理由は今のところ不明である。

なお、5代信成墓（33）と3代信治妻（34）の墓が非常に近く、（34）が夫である信治墓（36）より（33）に近い位置にあるのは、恐らく信成は信治の正室である円明院（34）の子であるからではないだろうか。ちなみに、信治には4代信行、5代信成、6代信敏などの男子があるが、いずれも生母が異なる。

むすびにかえて

以上をまとめると、三周忌に合わせ寛永21（1644）

年に中山信吉の墓が能仁寺から改葬された。2代信正により、3mの塚を伴う宝篋印塔の墓石が立てられ、東側には3間4面の唐様造りの御影堂（御霊屋）が建造された。その前には灯籠も設けられていた（図5）。これが智観寺における中山家の墓域の始まりである。

その後、家祖信吉の墓に遠慮する形で、そこから離れたIV区に信正の御霊屋が建てられ、元文5（1740）年2月の信秀（3代信治子で4代信行・5代信成弟）墓（35）までこの場所に墓が造立される（図6）。

当主の墓としては、5代信成が元禄16（1703）年10月に没した以後、再び信吉墓に近いI区に墓を造立することとなり、正徳元（1711）年に信敏墓（1）が建てられる。その次に7代信順墓（13）が信吉墓の

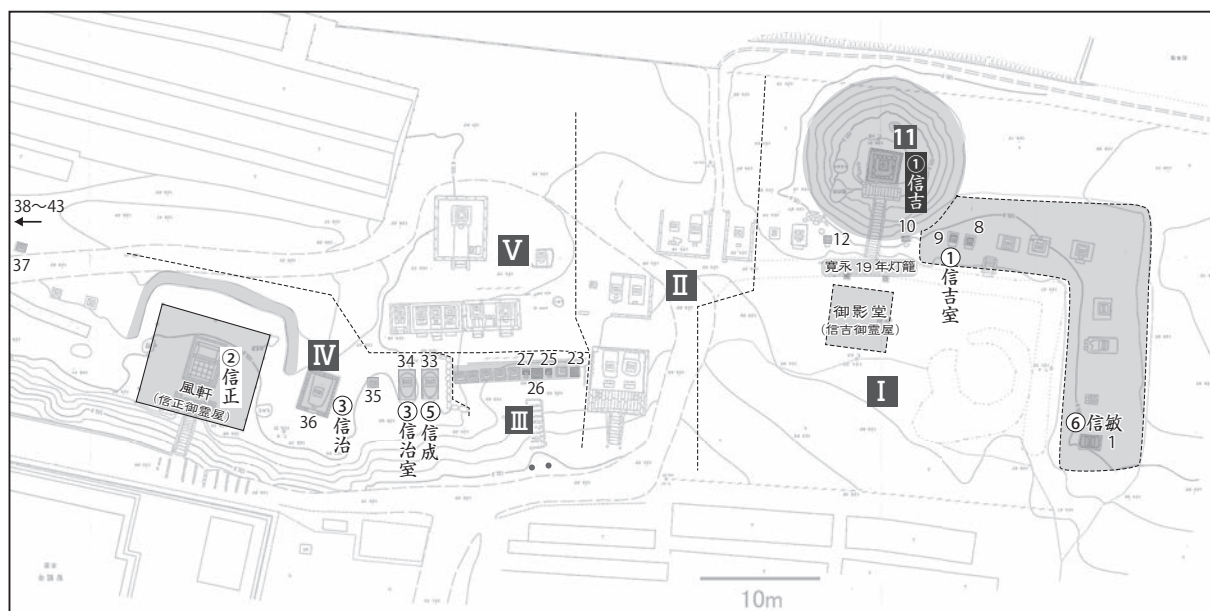


図7 再びI区に墓が戻る

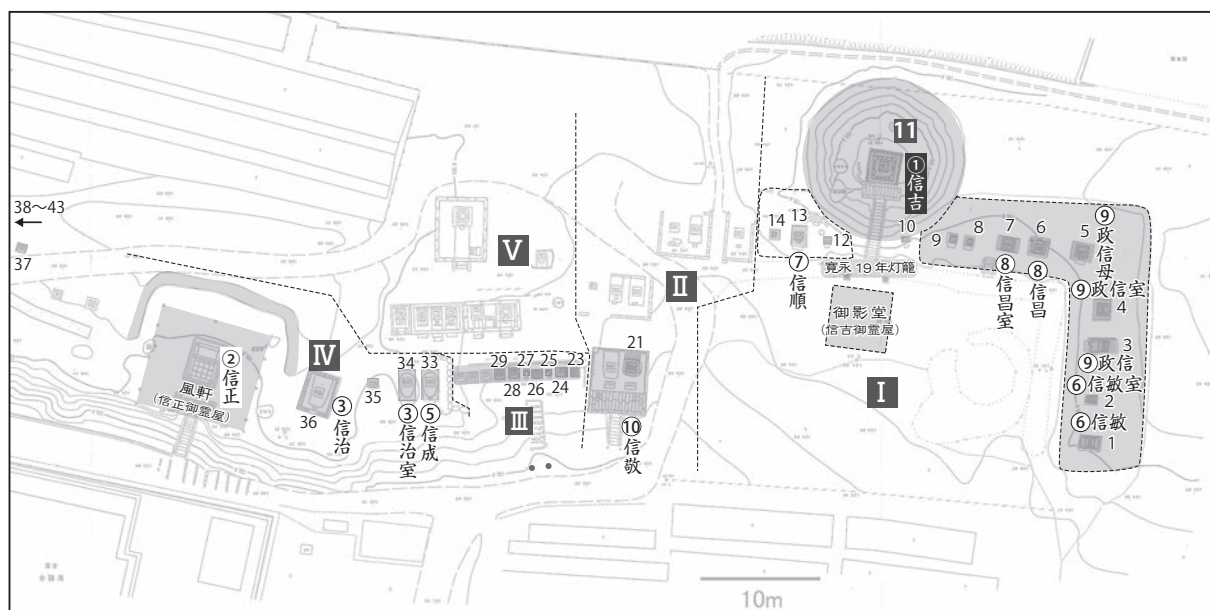


図8 II区に信敬墓が造営される

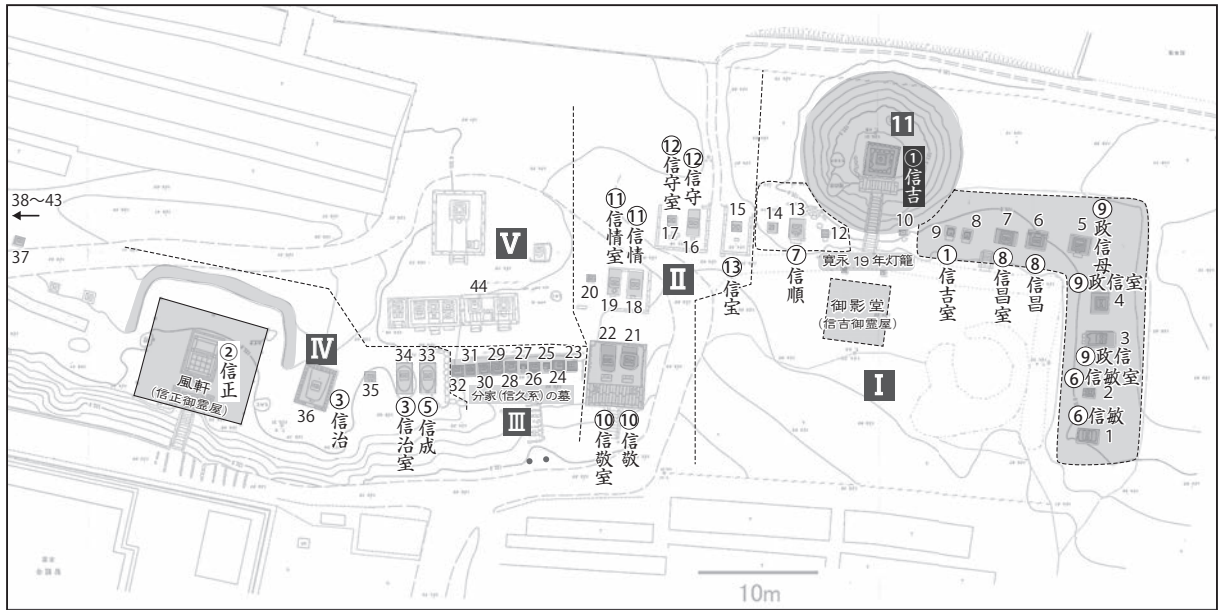


図9 幕末の頃の中山家墓域

南に建てられ、その後は信敏の墓と信順の墓の間に墓が営まれる(図7)。

文政3(1820)年水戸徳川家から中山家を継いだ10代信敬が没すると、主家の出である信敬の墓をそれに見合ったものとするうえで、I区には十分な場所が確保できなかったこともあり、信吉の墓の南東に間知積で基壇を設えた信敬夫妻の墓域が造られる(図8)。以後13代信宝まで、この信敬墓とI区の最南端にある信昌嫡子墓(14)との間が当主夫妻の墓域となり、幕末を迎えた(図9)。

14代信徴は、文久元(1861)年に兄信宝の養子となって家督を相続し、明治元(1868)年明治新政府により大名として取り立てられ、松岡藩が誕生する。しかし明治4年の版籍奉還により松岡県となると、信徴は藩知事の職を免ぜられる。その後、氷川神社、日光二荒山神社の宮司などを務め、大正6年に亡くなるが、墓は加治氏以来の本貫地に所在する智観寺ではなく、中山家の知行地があった茨城県多賀郡松岡村の赤塚墓地(現在の高萩市)に営まれた。

智観寺は、慶応4(1868)年5月23日に起こった飯能戦争で、振武軍が駐屯して戦場となり本堂などが焼失している。その時には御影堂は焼失を免れたが、明治4(1871)年の版籍奉還後は、中山家代々の墓域の管理は次第に困難な状態になっていったと思われる。そして明治32(1899)年頃には初代中山信吉の御霊屋である御影堂は、老朽化のために取り壊された。2代信正の御霊屋「風軒」も上屋や壁がなくなり原状は留めていないが、石で造られた柱や床は、往時の面影を偲ぶに十分な存在感を伴っている。

本稿では、中山家当主の治績や室の出自、あるいは信吉以後の中山家と儒学との関わり、については検討することができなかった。また、近年考古学の分野で進展している近世大名墓研究の成果も十分に活かされず、中山家の墓標や墓域の形成過程を検討していくうえで、現象面を整理した序論にすぎない。これを機に近世中山家やその墓に対する市民の関心が高まり、多くの方にその価値が共有されていくことを願うものである。

*本稿を執筆するにあたっては村上達哉氏より有益なご助言をいただきました。記して感謝申し上げます。

(おざきやすひろ 飯能市立博物館 館長)

注)

- (1) 関根達人「権力の象徴としての大名墓」(坂詰秀一・松原典明編『季刊考古学別冊20 近世大名墓の世界』2013年10月 雄山閣)
- (2) 特に断りのない限り関根達人編『松前の墓石から

見た近世日本』(2012年)掲載の城下町松前の墓標の分類を参考にした。

- (3) 日蓮宗大本山池上本門寺『池上本門寺奥絵師狩野家墓所の調査』(2004年)4p。以下圭頭形、円

頭形も同じ。

- (4) 関口慶久「関東・東北の儒教と近世大名墓」(第9回大名墓研究会プログラム、2017年)
- (5) 鈴木幸男「高萩市内の石塔めぐりより 宝篋印塔と魍首亀趺」(高萩市文化協会『ゆずりは』6 2000年3月)
- (6) 平成21年度にこの部分の発掘調査を担当した飯能市教育委員会生涯学習課熊澤孝之氏の所見によれば、周辺の地山を削平することで壇を造りだしているという。
- (7) 松原典明『近世大名葬制の考古学的研究』2012年 31p
- (8) 13本の石柵には水平方向に棒のようなものを差し込んだと思われる柄があるがその深さや色味などが若干異なり、すべて当初のものかどうかは検討が必要である。
- (9) 前掲註(7) 9p
- (10) 関根達人前掲書(1)
- (11) 平成16年度にこの部分の発掘調査を担当した飯能市教育委員会生涯学習課宮内慶介氏の所見による。
- (12) 『寛政重修諸家譜』では「甚五左衛門」となっている。